

# 債権法の改正と取引先アドバイス

## 中小企業にも影響する主な改正の説明ポイント

### 実務に関わる改正内容を理解し取引先への情報提供に努めよう

#### 約

120年ぶりの大改正！  
「私たちの暮らしが大きく変わる」——今年4月1日に施行される「改正民法（債権法）」が、大きな注目を集めている。

改正民法が金融機関に与える影響について、ここで改めて言及する必要はないだろう。法定利率が3%になる、保証に関して主債務の履行状況に関する情報提供義務が創設され

るなど、融資実務が大きく変わるが、各金融機関では今まさに融資関連書類の条項見直しや研修が進んでいるはずだ。

ここで忘れてはならないことがある。今般の改正は金融機関のみならず、一般事業会社の企業活動にも大きな影響を与えることだ。

例えば、企業が不特定多数の者との取引を効率的に行うために設けて

いる約款について明文化。「定型約款」という規定を設けて、約款として有効となるための要件や内容を変更する際の手続きなどを示した。

根保証に関わる改正も見逃せない。改正により、4月以降結ばれる根保証契約については、契約時に保証額の上限（極度額）を定める必要があるとされた。

身近な例でいえば、皆さんが金融機関に入社する際には、両親や親戚に「身元保証人」になってもらったことだろう。そのとき身元保証人が負担する保証額について明確に決められていないケースもあったかと思うが、4月以降にそのような根保証契約を結ぶと、無効となるのだ。

そのほか、企業間の「売買契約」や「請負契約」でもルールが明確化された。契約や売買をせずに事業を行える企業など、どこにもない。その意味であらゆる企業が今般の改正を知っておく必要があるといえる。

しかし、大企業などに比べると地域金融機関が取引している中小・零細企業は、改正民法について「まっ

たく知らない」「聞いたことはあるが、よく分からない」というケースも多い。金融機関の担当者としてはぜひ積極的な情報提供を行いたい。

#### 取引先に特に影響が及ぶ改正項目を優先して紹介

改正項目は多岐にわたるだけに、情報提供時には特に影響を受けそうな改正をピックアップするのがよいだろう。例えば不特定多数の消費者を相手に商品を販売しているインターネット販売業なら、定型約款について紹介する。ルールが変わることを伝えて、実際の取扱実務については専門家に相談してもらおうようアドバイスすることが有効だ。

そもそも自行庫の研修で忙しい、内容が難しく情報提供しにくいという担当者もいるかもしれない。だが、改正民法の施行が直前に迫った今、情報提供に努めることが他行庫との差別化につながる。本特集も参考に、自身の担当先にはどの改正を紹介するのが有効か確認して、情報提供を進めていこう。